

## 試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関する審査基準

### (趣旨)

第1条 この審査基準は、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、規則第45条に規定する試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関する基準等を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この審査基準において、「試験研究等」は次の各号に定める範囲とする。

- (1) 公共機関による試験研究及び教育実習
- (2) 環境調査会社等が公共機関の委託によって行う試験研究及び調査
- (3) 試験研究機関又は教育機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の小学部及び同中学部を除く。）による試験研究及び教育実習
- (4) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会による試験研究及び教育実習
- (5) 公益法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人が、定款又は事業計画による事業として行う試験研究及び教育実習
- (6) 博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定により博物館に相当する施設の指定を受けた法人が行う試験研究及び教育実習

### (適用範囲)

第3条 本審査基準は、本県海面及び内水面で行う試験研究等の採捕の許可に適用する。ただし、種苗の供給を目的とした海産稚あゆ及びうなぎ稚魚（全長24センチメートル以下のうなぎをいう。）の採捕を除く

### (申請書等の受理)

第4条 行政手続法第7条に該当しない申請があった日から申請書に記載した採捕期間の最初の日までの期間が、同法第6条により定めた標準処理期間より短期間である場合は、審査及び関係機関との調整に要する時間を考慮し、合理的な範囲内で同法第7条による当該申請に係る書類の補正を求めることができる。

### (許可の対象)

第5条 第2条各号のうちいずれかの事業を行う法人であること（当該申請に係る試験研究等の権限を、法人により付与された当該法人を構成する組織の機関の長を含む。）

### (許可の基準)

第6条 前条の規定及び次の各号を満たしている場合かつ漁業調整上及び水産資源保護上支障ないと認められる場合に限り許可をするものとする。

- (1) 漁業法（昭和24年法律第267号）。以下「法」という。）第60条第1項に規定する漁業権の漁場の区域内において採捕する場合は、当該漁業権の免許を受けた者の同意を得ていること。

- (2) 規則第 45 条第 2 項第 5 号の採捕しようとする水産動植物の数量が、試験研究等を行うにあたり必要最小限であると認められること。
- (3) 申請者及び採捕に従事する者が、規則第 11 条第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (4) 規則第 45 条第 6 項による申請の場合、同条第 3 項第 8 号及び第 9 号に係るものでないこと。
- (5) 申請者が、申請を行った日から起算して過去 3 年以内に規則第 45 条第 1 項の許可を受けた場合、当該許可に係る同条第 5 項の報告を行っていること。
- (6) 申請者及び採捕に従事する者が、申請を行った日から起算して過去 3 年以内に漁業関係法令に違反し、罰則を科された事実がないこと。
- (7) 申請者の定めた定款又は事業計画に基づく申請内容であること。

(許可期間)

第 7 条 許可期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、試験研究等の内容を考慮し、1 年を超えて採捕を継続することが適当と認められる場合は、この限りでない。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成 8 年 3 月 1 日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 1 月 4 日から適用する。
- 2 この要領の施行前に許可された特別採捕許可については、なお従前の例とする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 6 条第 5 号から第 6 号の規定は、神奈川県海面漁業調整規則（昭和 40 年規則第 109 号。以下「海面規則」という。）及び神奈川県内水面漁業調整規則（昭和 40 年規則第 110 号。以下「内水面規則」という。）が効力を有する期間において生じた事実を含むものとする。この場合、規則第 45 条第 1 項は海面規則第 43 条第 1 項又は内水面規則第 30 条第 1 項と、規則第 45 条第 5 項は海面規則第 43 条第 5 項又は内水面規則第 30 条第 5 項と読替えるものとする。